

令和6年度就学援助制度のお知らせ

二宮町教育委員会では、町立小・中学校または県立中等教育学校前期課程に在籍し経済的な援助を必要としているご家庭に、学用品費など就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています。※県立中等教育学校前期課程(中学生相当)も対象になります。

年度ごとの申請となりますので、2年目以降も引き続き援助を希望される場合は、毎年度申請が必要です。なお、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けた方も、引き続き援助を希望される場合は、申請が必要です。

対象となる方 (下記認定基準のいずれかに該当する方)

A 令和5年度または令和6年度において、次のいずれかに当てはまる方

- ・生活保護が停止又は廃止になった
- ・町民税、固定資産税、個人事業税いずれかの減免又は町民税所得割分が非課税となった
- ・国民健康保険税又は国民年金保険料の減免を受けた
- ・児童扶養手当の支給を受けた
- ・二宮町社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を受けた

B 所得が町の審査基準以内の方 (限度額目安は次ページをご覧ください)

C その他 (保護者の死亡、災害にあった等により所得が著しく減少した方)



© 豊原ハイジ/二宮町

申請手続き

※持ち物：本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)、振込口座が

確認できる書類、添付書類をお持ちください。

2/8 (木) ~ 受付開始

1 提出期限 令和6年3月22日(金) (添付書類含む)

※年度途中で援助が必要になった場合は、その時点で申請することもできます。

2 提出書類

① 就学援助費交付(変更)申請書 (各学校または教育委員会、町 HP にあります)

② 債権者登録カード (教育委員会、または町 HP に書式があります)

- ※ 口座を記入していただきます。
- ※ 本申請が初めての方、住所や口座の変更がある方のみご提出ください。

③ 添付書類 (次のいずれかの書類を必ず添付してください)

A 上記 認定基準が証明できる書類

- ・ 令和5年度非課税証明書、児童扶養手当証書の写しなど
- ※ 令和6年6月以降は、令和6年度の非課税証明書、児童扶養手当の写し

B 令和5年分の源泉徴収票 又は 年間所得が確認できる書類 (確定申告書の控等)

- ・ 令和5年度の世帯全員の年間収入を提出してください。
- ・ 令和6年度(非)課税証明書を添付資料として提出される場合は、令和6年1月1日に住民登録していた市町村の役所で発行手続きを行ってください。(二宮町では、戸籍税務課で6月以降に発行できます。)

収入の有無に関わらず、家族全員の年間所得(R5年1月~R5年12月)を証明できる書類が必要です。
※父母世帯の場合は、父母2人分の提出が必要です。
※収入がない方は、(非)課税証明書等の提出をお願いします。

6月以降に
申請する場合

次ページに続く

2 提出先

二宮町教育委員会 教育部 教育総務課

3 所得限度額の目安

※世帯全員の総所得額の合計額

| 世帯人員 | 世帯構成（例） | 所得限度額の目安 | |
|------|----------------------------|----------|-------|
| | | 持家 | 貸家 |
| 2人 | 保護者1人、小学生1人 | 220万円 | 279万円 |
| 3人 | 保護者1人、小学生2人 | 273万円 | 336万円 |
| 4人 | 保護者2人、小学生1人、中学生1人 | 285万円 | 348万円 |
| 5人 | 保護者2人、小学生2人、中学生1人 | 322万円 | 386万円 |
| 6人 | 保護者2人、小学生3人、中学生1人 | 372万円 | 440万円 |
| 7人 | 保護者2人、小学生2人、中学生1人、高校生、未就学児 | 404万円 | 481万円 |

・所得限度額は、世帯構成、年齢により異なるため、限度額の目安を超えていても該当になる場合や限度額の目安未満であっても該当にならない場合があります。

当てはまるかわからない場合は、申請してください！

援助費の支給方法

毎学期終了後（7月・12月・3月）に、指定された金融機関の口座に振り込みます。

※ ただし、教材費など学校への支払いがお済みでない場合、直接学校へお預かりする場合がありますので、ご了承ください。

援助費の種類及び支給額

1. 学用品・通学用品費 ⇒ 次の額を3回に分けて学期ごとに支給します。

小学校1年生：年額 11,630円 2～6年生：年額 13,900円
中学校1年生：年額 22,730円 2、3年生：年額 25,000円

2. 新入学児童生徒学用品費 ⇒ 1学期に年額を支給します。

小学校1年生：年額 54,060円 中学校1年生：年額 63,000円

※新入学児童生徒学用品費入学前支給を受けた方は、支給されません。

3. 給食費 ⇒ 学期ごとに、実費を支給します。（口座振替手数料を含みます。）

4. 校外活動費 ⇒ 学期ごとに、遠足などの校外活動にかかった実費を支給します。

5. 修学旅行費 ⇒ 実費を現金支給または口座振込で支給します。

6. 体育実技用具費 ⇒ （領収書が必要になります。）

柔道着、剣道衣・竹刀・防具袋・防具一式については、授業で使用するものを対象に実費を支給します。（限度額あり）部活動のために購入した場合は、対象外です。

（限度額 柔道 7,650円 剣道 52,900円）

※金額は令和6年1月現在

※ 年度途中から認定された場合は、学用品・通学用品費は月割りとなり、支給されないものもあります。

お問い合わせ先

二宮町教育委員会 教育総務課教育総務班

二宮町二宮 961 番地（町民センター隣り）

電話 0463-75-9261（直通）

HP <https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp>

認定された月からの支給になります

